

2015 年 期 実務補習所 考査問題

【公認会計士の業務に関する法規及び職業倫理】

<注意>

この問題は、実務補習機関一般財団法人会計教育研修機構に設置されている各実務補習所において実施された考査の問題をまとめたものです。
当機構に無断で、問題を複製・転載し使用することを一切禁じます。
また、問題に関するお問い合わせには応じられません。



Japan Foundation for Accounting Education & Learning

<職業倫理・職業倫理（精神的独立性）>

問 以下の文章は、それぞれ我が国の職業倫理規範について説明したものである。適切な説明には○を、不適切な説明には×を解答欄に記入しなさい。

1. 「倫理規則」は、倫理規則注解並びに「独立性に関する指針」及び「利益相反に関する指針」と一体として理解されなければならない、全体として国際会計士連盟（International Federation of Accountants: IFAC）国際会計士倫理基準審議会（The International Ethics Standards Board for Accountants: IESBA）が公表している倫理規程（Code of Ethics for Professional Accountants）に対応するものである。
2. 会員が、「独立性に関する指針」の規定に違反する状況で監査業務の依頼人に非保証業務を提供した場合、「独立性に関する指針」は日本公認会計士協会の自主規制ルールであるため日本公認会計士協会の会則違反になるが、公認会計士法違反になる可能性はない。
3. 「独立性に関する指針」第1部（監査業務における独立性）は、独立性の問題が生じうる特定の状況を網羅的に示しているため、会計事務所等及び監査業務チームの構成員は、「独立性に関する指針」に示されていない状況に対しては、独立性の阻害要因は存在しないと判断することができる。

問 以下の文章は、倫理規則の冒頭部分に記載されている「倫理規則の趣旨及び精神」からの抜粋である。空欄①～⑧に当てはまる適切な語句を語群から選択し、ア～シのカタカナで答えなさい。

会員及び準会員（以下「会員」という。）は、会則第40条の定めにあるとおり、（ ① ）に関する職業的専門家として、（ ② ）立場において、財務書類その他の財務に関する情報の（ ③ ）を確保することにより、会社等の（ ④ ）、（ ⑤ ）及び（ ⑥ ）の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする。また、その使命を自覚し、達成に努めなければならない。

会員の使命は、上述のとおり、国民経済の健全な発展に寄与することとされており、個々の依頼人や雇用主の要請を満たすだけでは、社会から期待された責任を果たすことはできない。

日本公認会計士協会（以下「本会」という。）は、会員がその（ ⑦ ）を自覚し、自らを律し、かつ、社会の期待に応え得るよう、その職責を果たすために遵守すべき倫理の規範として、ここに倫理規則を定める。

会員は、倫理規則の定めるところやその趣旨に注意を払い、これを遵守して行動しなければならない。倫理規則に（ ⑧ ）事項についても、その制定の趣旨を正しく理解して行動しなければならない。

【語群】

ア：信頼性	イ：投資者	ウ：公正な	エ：職責
オ：適正性	カ：社会的役割	キ：独立した	ク：定められていない
ケ：公正な事業活動	コ：監査及び会計	サ：違反する	シ：債権者

問 以下の文章の前段は「独立性に関する指針」における概念的枠組みアプローチの考え方であり、後段は、監査業務の依頼人に評価業務を提供する場合の概念的枠組みアプローチの考え方をういた説明である。以下の空欄①～⑨に当てはまる適切な語句を答えなさい。

会員は、独立した立場を保持するために、次の概念的枠組みアプローチを適用しなければならない。

- (1) (①) を認識する。
- (2) 認識した (①) の (②) を評価する。
- (3) 必要に応じて (③) を適用し、(①) を除去するか、又はその (②) を (④) な水準にまで軽減する。(①) を除去、若しくはその (②) を (④) な水準にまで軽減するための適切な (③) が存在しないか、又は適用できない場合がある。このような場合、会員は当該 (①) を生じさせる状況若しくは関係を除去するか、又は監査業務の契約の締結を辞退若しくは契約を解除するかを判断しなければならない。

なお、概念的枠組みアプローチを適用するに当たり、会員は、(⑤) としての判断を行使しなければならない。

ここで、監査業務の依頼人に評価業務を提供する場面において概念的枠組みアプローチの考え方を適用すると、例えば以下ようになる。

なお、評価業務とは、将来の事業展開についての仮定を設定すること、一定の方法論と技術を適用すること、及びそれらを組み合わせることにより、資産、負債又は事業全体の価値又は価額の範囲を算出する業務をいい、評価業務の具体的な業務としては、例えば、次のものが挙げられる。

- (1) 企業買収における企業価値（株式等の公正な評価額）の算定又は算定された価値に関する意見表明
- (2) 営業譲渡・譲受けにおける事業価値の算定又は算定された価値に関する意見表明
- (3) 合併、株式交換、株式移転及び会社分割等を行う場合の合併比率等の算定又は算定された比率に関する意見表明

依頼人に評価業務を提供する場合、独立性を阻害する (⑥) を生じさせる可能性がある。(①) の存在とその (②) は、次の事項に依存する。

- (1) 評価結果が (⑦) に重要な影響を及ぼすかどうか。
- (2) 評価に関する方法論及びその他の重要な判断事項の決定に依頼人がどの程度関与するか。
- (3) 確立した方法論や専門的な指針がどの程度適用可能か。
- (4) 標準的な又は確立した方法論を適用する評価業務の場合、当該評価業務自体に含まれる主観性の程度
- (5) 基礎データの信頼性と範囲
- (6) 評価金額の算定に著しく変動を与える可能性がある将来事象にどの程度依存しているか。
- (7) 財務諸表における開示の範囲と明瞭性

依頼人に評価業務を提供する場合、(①) の (②) を評価し、必要に応じて (③) を適用して、(①) を除去するか、又はその (②) を (④) な水準にまで軽減しなければならない。(③) には、例えば、次のものが挙げられる。

- (1) 当該評価業務に関与していない専門家に、(⑧) 業務又は実施された評価業務の (⑨) を依頼すること。
- (2) 評価業務の従事者が (⑧) 業務に関与しないようにすること。

- 問 平成27年12月22日金融庁により企業の不適切会計に関して担当していた監査法人及び業務執行社員へ処分がなされたことについて、同日日本公認会計士協会は会長声明を公表した。下記はその抜粋である。以下の空欄①～⑫に当てはまる適切な語句を答えなさい。
- なお、空欄（ ）の大きさは文字数に対応している。また、【 】は解答の参考となるように作問者が追記したものである。

会長声明

平成27年12月22日

日本公認会計士協会
会長 森 公高

公認会計士監査の信頼回復に向けて

(以上略)

監査法人による監査の実施を巡って発生した今回の事態は、我が国の(①)
【公認会計士は①の番人と言われている】及び公認会計士監査に対する信頼を著しく損なうものであり、その社会的影響からしても極めて遺憾である。

当協会においても、同監査法人の監査実施状況に関する調査を実施中であるが、この調査が完了し次第、(②)団体として(③)【公認会計士協会が処分を行うに当たって拠るべきもの】に基づき厳正な対応を行う方針である。同時に公認会計士監査の信頼回復に努めることはもちろん、公認会計士監査に対する社会の期待や要請に応えるため、全力を挙げて会員への規律の徹底、監査制度及び監査環境の一層の整備・充実に必要な施策を講じていく所存である。

会員においても、今回の事態を公認会計士監査全体への信頼が問われているものとして捉え、一人ひとりが原点に立ち戻り、公認会計士法が規定する公認会計士の(④)【公認会計士法第1条】及び(⑤)【公認会計士法第1条の2】を自覚し、真摯に監査業務に取り組むことが必要である。

このため、監査の実施に当たっては、特に、(⑥)【経営者による⑥の無効化に留意する必要がある】を含む企業及び企業環境を十分に理解し適切な対応を行っているか、(⑦)を十分に保持し状況に応じ発揮し・高めるとともに、状況の変化等に対応して適宜(⑧)【リスク・アプローチに基づき立案が求められる】を修正しているか、経営者との有効な(⑨)を実施しているか、監査役等との連携を強化すべく双方向の有効な(⑨)を実施しているか、また、監査チームにおいては十分な討議と知識等の共有が図られメンバーがそれぞれの役割を果たしているかを改めて確認し、(⑩)・コード【平成27年6月1日から適用されている】が謳う高(⑪)な監査の実施とこれを実現するための十分な(⑫)を確保することを要請する。

(以下略)

以 上

問 以下の文章を読み、上司が助言しなさいと指示した理由はなぜか答えなさい。また、どの程度の範囲まで助言すべきかについて、会社と監査人の立場を含めて答えなさい。

あなたが監査補助者をしている監査関与先(家電量販店 2月決算)は、この1月から販売促進のためポイント制を採用した。お買い上げ金額に応じポイントを付与し、次回以後の買い物に利用できるものである(有効期間1年)。決算前のクライアントとのミーティングで、あなたがポイントの残高に応じた引当金を設定すべきであるとクライアントに主張したところ、クライアントからは逆にどれだけ引当金を設定すべきでしょうかと質問を受けた。ポイントの使用実績に基づいて基準を設定しようにも始めたばかりなので確たるデータはなく、また、年度末セール等もあって未使用のポイントは相当額になる。

このやり取りを聞いていたあなたの上司は、ミーティング後に会社に助言をするように、あなたに指示した。

問 インターネット関連企業「ライブドア」の単体決算が赤字になるため、子会社化する予定だった会社の利益を自社の利益に付け替え、黒字に粉飾した事例において、監査人は適正性について疑義があるとの認識を持っていたが、同社監査役の弁護士らの適法であるとの見解に押し切られ、適正意見を表明した。これに関連して以下の問に答えなさい。

- (1) 適法性について説明しなさい。
- (2) 適正性について説明しなさい。
- (3) 両者の関係について説明しなさい。

問 皆さんはどのようにして精神的独立性を保持しますか。どのような認識のもとに保持しなければならないのかも含め、簡潔に答えなさい。

問 公認会計士法第1条に規定する公認会計士の使命と職責について、下記①～⑩の空欄を埋めなさい。

(公認会計士の使命)

第1条

公認会計士は、(①)の専門家として、(②)において、財務諸表その他の財務に関する(③)を確保することにより、会社等の公正な事業活動、(④)及び(⑤)の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする。

(公認会計士の職責)

第1条の2

公認会計士は、常に(⑥)を保持し、その(⑦)及び(⑧)の修得に努め、(②)において(⑨)かつ(⑩)にその業務を行わなければならない。

問 倫理規則に定める、公認会計士や監査法人が専門業務を遂行するに際し遵守すべき5つの基本原則を示しなさい。

問 以下のア～エに関して、公認会計士法第24条に定められている「著しい利害関係」に該当するものには○を、該当しないものには×を解答欄の所定の箇所に記入しなさい。

- ア) 公認会計士が、被監査会社等の親会社等又は子会社等の使用人である場合
- イ) 公認会計士又はその配偶者が、被監査会社等から無償又は通常取引価格より低い対価による事務所又は資金の提供その他の特別の経済上の利益の供与を受けている場合
- ウ) 公認会計士の配偶者が、当該公認会計士に係る被監査会社等の財務に関する事務の責任ある担当者又は過去1年以内にその担当者であった場合
- エ) 公認会計士又はその配偶者が、被監査会社等から税理士業務その他公認会計士法第2条第1項及び第2項の業務以外により継続的な報酬を受けている場合

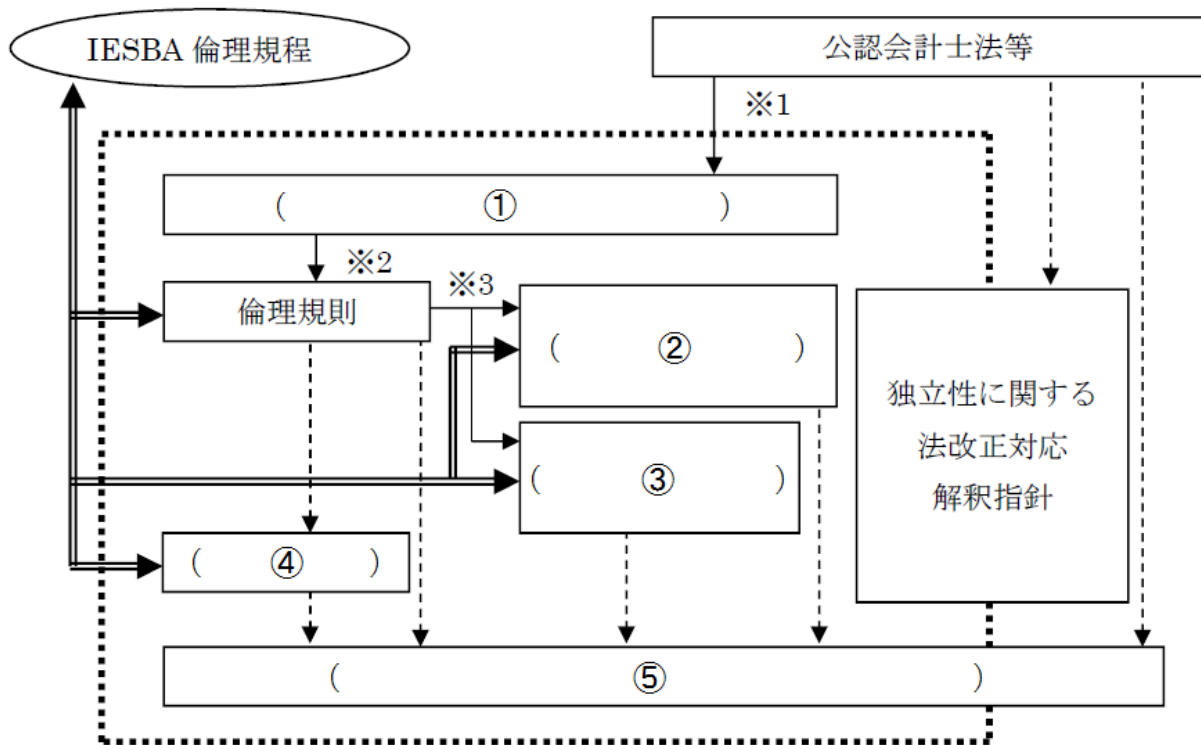
問 監査先が公認会計士法上の大会社等に該当する場合、監査人が提供することが禁止されていない業務として正しいものを次のア～キより1つ選びなさい。

- ア) 内部監査の受託
- イ) 監査先が企業を買収する場合の当該企業の買収価格の算定
- ウ) 資金担当者の長期休暇による資金運用の維持管理
- エ) 情報システムの整備又は管理
- オ) 監査人から引受事務幹事会社への書簡（コンフォートレター）の作成業務
- カ) 連結財務諸表の作成
- キ) 退職給付債務の算定

問 公認会計法上の大会社等の監査に関して適用される、公認会計士及び監査法人の業務執行社員のローテーションルールについて、簡潔に説明しなさい。

問 大規模監査法人の筆頭業務執行社員に適用されるローテーションルールについて、簡潔に説明しなさい。

問 倫理規則の規範体系について、倫理規則の別表の下記①～⑤の空欄を埋めなさい。



⇔ 対応関係

-----> 解説及び解釈

————> ※1 公認会計士法第46条の3において、会員は、協会の会則を守らなければならないと定められている。

————> ※2 会則第45条において、会員及び準会員は、本会の会則及び規則を守らなければならないと定められている。

————> ※3 倫理規則第13条において、「 ② 」に従って独立性の保持を判断しなければならないと定められている。また、同第19条及び第35条において、「 ③ 」に従って利益相反を回避しなければならないと定められている。

問 精神的独立性と外観的独立性について下記の①～⑥の空欄を埋めよ。

精神的独立性

職業的専門家としての判断を危うくする影響を受けることなく、結論を表明できる（ ① ）を保持し、（ ② ）に行動し、（ ③ ）と職業的専門家としての（ ④ ）を堅持できること。

外観的独立性

事情に精通し、（ ⑤ ）な判断を行うことができる第三者が、すべての具体的な事実と状況を勘案し、会計事務所等又は監査業務チームや保証業務チームの構成員の（ ⑥ ）が堅持されていないと判断する状況にはないこと。

問 倫理規則第 8 条（概念的枠組みアプローチ）の注解 6 では、基本原則の遵守に対する阻害要因として、A. 自己利益、B. 自己レビュー、C. 擁護、D. 馴れ合い、E. 不当なプレッシャーを受ける脅威を列挙している。上記、A. ～E. の各阻害要因の具体的な内容について、下記①～⑩から選択し番号を記載せよ。

- ① 会計事務所等が、財務システムを設計又は導入した後に、システムの運用効果について、保証報告書を発行すること。
- ② 会員が、第三者との間に訴訟や紛争を抱えた監査業務の依頼人を擁護すること
- ③ 保証業務チームの構成員が、その依頼人との間に重要で密接なビジネス上の関係があること。
- ④ 保証業務チームの構成員が、依頼人に雇用され、業務の主題に重要な影響力を行使する職位にあるか又は最近までこれらの職位にあったものであること。
- ⑤ 会計事務所等が、監査業務の依頼人の株式の販売促進等を行うこと。
- ⑥ 会員が、社会通念上許容される範囲を超える贈答又は接待を依頼人から受けていること。
- ⑦ 会計事務所等が、監査業務の依頼人から特定の会計処理に同意しないならば、予定している非保証業務の契約を行わないと示唆されていること。
- ⑧ 会計事務所等が、依頼人から提訴するという脅しを受けていること。
- ⑨ 会計事務所等が、特定の依頼人からの報酬に過度に依存していること。
- ⑩ 主要な担当者が、保証業務に長期間にわたり関与していること。

問 倫理規則第 13 条第 2 項において、監査人は精神的独立性及び外観的独立性の双方を保持することを求めている。これについて以下の①～⑭の空欄を埋めよ。

- 1 会計事務所等所属の会員は、（ ① ）（監査業務を含む。以下同じ。）を提供する場合、当該（ ① ）の依頼人から独立した立場を保持しなければならない。
- 2 会計事務所等所属の会員は、（ ① ）を提供する際に、依頼人に対する（ ② ）若しくは依頼人と（ ③ ）の関係を有することなく、又は他の者からの（ ④ ）を受けず、（ ⑤ ）を表明すること、また、表明していることに（ ⑥ ）をもたれないことが求められる。このため、（ ⑦ ）及び（ ⑧ ）の双方を保持することが求められる。
- 3 会計事務所等所属の会員は、（ ① ）を提供する際に、別に定める「独立性に関する指針」に従って独立性の保持を判断しなければならない。
- 4 会計事務所等所属の会員は、（ ① ）の契約を（ ⑨ ）又は（ ⑩ ）するに際し、独立性を遵守するために（ ⑪ ）を適用しなければならない。
- 5 阻害要因の重要性の程度を（ ⑫ ）にまで軽減できない場合、会計事務所等所属の会員は、当該業務を（ ⑬ ）し、又は契約を（ ⑭ ）しなくてはならない。
- 6 会計事務所等所属の会員は、監査業務の依頼人との関係において、この規則に定める独立性に関する規定のほか、法令等に定める独立性に関する規定を遵守しなければならない。

問 次の文章の括弧に適切な語句を正確に記入しなさい。
なお、同じ語句を用いることがある。

会計事務所等所属の会員は、()を提供する際に、依頼人に対する
()若しくは依頼人と()の関係を有することなく、又は
他の者からの不当な影響を受けず、()を表明すること、また、表
明していることに()をもたれないことが求められる。このため、精神的独立性
及び外観的独立性の双方を保持することが求められる。
(倫理規則第13条第2項)

精神的独立性及び外観的独立性とは、次のとおりである。

一 精神的独立性

職業的専門家としての判断を危うくする()を受けることなく、()を
表明できる精神状態を保持し、()に行動し、()と職業的専門家とし
ての()を堅持できること。

二 外観的独立性

事情に精通し、合理的な()を行うことができる()が、全ての具体的
な事実と状況を勘案し、会計事務所等又は監査業務チームや保証業務チームの
()の精神的独立性が堅持されていないと判断する状況にはないこと。
(倫理規則注解11)

会計事務所等所属の会員は、専門業務の実施に当たり、()を整備し、
また、使用人その他の従業者に対する適切な()を行うなど、その
()に努めなければならない。(倫理規則第28条)

職業的専門家としての能力を維持するには、()業務に関連する最新の専門的な
()の動向を絶えず把握し()する必要がある。
会員は、その能力を絶えず錬磨することによって、職業的専門家としての()業
務を実施する能力を高め、維持することができる。(倫理規則注解3第2項)

問 倫理規則では公認会計士の使命はどのようなものとしているか簡潔に答えて下さい。

問 日本公認会計士協会が倫理規則を定めている目的を簡潔に答えて下さい。

問 倫理規則には、職業倫理上の基本原則を5つ定め、これを会員に遵守しなければならない
と定めています。以下の解答欄に5つの基本原則の名称を示し、それぞれの内容を簡潔に答
えなさい。

問 以下の空欄を埋めなさい。

【倫理規則の趣旨及び精神】

会員及び準会員(以下「会員」という。)は、会則第40条の定めにあるとおり、監査及び
会計に関する職業的専門家として、(①)において、財務書類その他の財務に関す
る情報の(②)を確保することにより、会社等の公正な(③)、(④)及び
(⑤)の保護等を図り、もって(⑥)に寄与することを使命とする。また、その
使命を自覚し、達成に努めなければならない。

会員の使命は、上述のとおり、(⑥)に寄与することとされており、個々の
(⑦)や(⑧)の要請を満たすだけでは、社会から期待された責任を果たすこ
とはできない。

日本公認会計士協会(以下「本会」という。)は、会員がその(⑨)を自覚し、自ら
を律し、かつ、社会の期待に応え得るよう、その職責を果たすために遵守すべき(⑩)
として、ここに倫理規則を定める。

【倫理規則（基本原則1 誠実性の原則）第3条】

会員は、常に誠実に行動しなければならない、次のような報告その他の情報であると認識しながら、その作成や開示に関与してはならない。

- 一 重要な（ ⑪ ）を招く陳述が含まれる情報
 - 二 業務上必要とされる注意を怠って作成された（ ⑫ ）が含まれる情報
 - 三 必要な情報を（ ⑬ ）する又は（ ⑭ ）にすることにより誤解を生じさせるような場合において、当該情報を（ ⑬ ）する又は（ ⑭ ）にする情報
- 2 会員は、前項各号の情報が含まれていることを知ることになった場合には、当該情報への関与を速やかに（ ⑮ ）しなければならない。

【倫理規則（基本原則2 公正性の原則）第4条】

会員は、職業的専門家としての判断又は業務上の判断を行なうに当たり、（ ⑯ ）をもたず、（ ⑰ ）を回避し、また他の者からの不当な影響に屈せず、常に公正な立場を堅持しなければならない。

- 2 会員が直面する状況又は関係が、（ ⑯ ）や（ ⑰ ）を生じさせ、会員の（ ⑱ ）としての判断に（ ⑲ ）を与える場合、会員は専門業務を（ ⑳ ）してはならない。

問 倫理規則第8条（概念的枠組みアプローチ）で、「会員は、基本原則を遵守するために、概念的枠組みアプローチを適用しなければならない。」とされています。この「概念的枠組みアプローチ」の4段階について以下の（ ）に適切な文言を記入しなさい。

一	基本原則の遵守を（ ）を認識する。
二	認識した（ ）の（ ）を評価する。
三	基本原則の遵守を（ ）の（ ）が、（ ）ではないと評価された場合、（ ）を適用して、（ ）を除去するか、又はその（ ）を（ ）まで軽減しなければならない。
四	（ ）の重要性があまりに重大か、（ ）に対し（ ）を適用することができない場合、専門業務を（ ）か、又は必要に応じて、依頼人との契約を（ ）か、若しくは雇用主との関係を（ ）しなければならない。

問 倫理規則第8条（概念的枠組みアプローチ）注解6において、特定の状況又は関係により、複数の阻害要因が生じることがあり、特定の阻害要因が複数の基本原則の遵守に影響することがあり得るとされます。倫理規則第8条注解6で掲げられている5つの阻害要因と具体例を1つずつ挙げなさい。

問 倫理規則第8条（概念的枠組みアプローチ）で、会員を取り巻く環境は、基本原則の遵守を阻害する様々な要因を生じさせる可能性があり、また、専門業務の内容は様々であることから、異なる阻害要因が生じる可能性があるとされています。このことから、概念的枠組みアプローチを採用する意義を200字以内で述べなさい。

問 公認会計士に求められる職業倫理とはどのようなものであるか、上場企業等の粉飾決算事件に関して、会計監査を担当していた公認会計士には何が問題であったのか、我々の業務を取り巻く環境及び職業倫理の観点により、あなたの意見を300字以内で述べなさい。

問 監査人は、独立の立場を堅持することが求められています。独立性の立場の堅持とは、外観的独立性のみならず精神的独立性も保持することが求められます。

一方、精神的独立性への影響を受けやすい環境下で業務を行う監査人がいかにしたら精神的独立性を保持できるのか？

外観的独立性と精神的独立性の關係に言及し、あなたの意見を400字以内で述べなさい。

<監査事例研究>

問 日本公認会計士協会会則第 44 条（監査業務における禁止行為）では、会員が財務書類の監査業務を行うに際して行ってはならない行為を規定している。これについて、以下の空欄①～⑤に当てはまる適切な語句を答えなさい。

- 一 故意に、、錯誤又はのある財務書類を、錯誤及びのないものとして意見又は結論を表明すること。
- 二 を怠り、、錯誤又はのある財務書類を、錯誤及びのないものとして意見又は結論を表明すること。
- 三 財務書類に対する意見表明又は結論表明のを得ていないにもかかわらず、意見又は結論を表明すること。

問 日本公認会計士協会会則第 50 条（会員及び準会員の懲戒）第 1 項では、会員及び準会員が懲戒処分の対象となる行為として、8 項目を掲げている。これについて、以下の空欄①～③に当てはまる適切な語句を答えなさい。

- 一 会員及び準会員がによって処分を受けたとき。
- 二 会員及び準会員が監査業務その他の業務につき公認会計士又は会計士補のを傷つけるような行為をしたとき。
(中略)
- 四 会員及び準会員が第 70 条の規定によるをしないとき、質問に回答しないとき、又は勧告若しくは指示に従わないとき。
(以下、略)

問 日本公認会計士協会会則第 50 条第 2 項では、会員及び準会員に対する懲戒処分の方法として、5 種を規定している。これについて、以下の空欄①～④に当てはまる適切な語句を答えなさい。

- 一
- 二 会則によって会員及び準会員に与えられた権利の停止（以下「会員権停止」という。）
- 三
- 四 本会からのの勧告（以下「退会勧告」という。）
- 五 金融庁長官の行う又は監査法人に対する解散命令その他の懲戒処分の請求（以下「行政処分請求」という。）

問 日本公認会計士協会会則第 50 条第 2 項第二号における会員権停止の内容は、同会則第 50 条の 4 第 1 項に規定されている。これについて、以下の①～⑤に当てはまる適切な語句を答えなさい。

- 一 に出席して表決する権利
- 二 役員 of 及び
- 三 に意見具申又は建言する権利
- 四 本会のする権利

問 監査業務の適正な運用発展を図るため、会員の監査実施状況（品質管理レビューに関する事項を除く）及び監査意見の妥当性について審査を行い、必要な措置をとる場合がある。
上記目的を達成するために、日本公認会計士協会に設置されている審査会の名称を答えなさい。

問 会員及び準会員に対する懲戒処分決定に際しては、正確かつ衡平な処分を行う必要があると同時に、会員および準会員の権利を保障し、事案の公正な認定を担保する必要がある。
上記目的を達成するために、日本公認会計士協会に設置されている二つの審査会の名称を答えなさい。

問 金融庁が公認会計士・監査法人に対して懲戒処分を行う場合に、その処分に関する事項について調査審議を行い、金融庁長官の判断が妥当かどうかに関して意見を表明する審査会の名称を答えなさい。

問 金融庁が公表している「公認会計士・監査法人に対する懲戒処分等の考え方（処分基準）について」に関して、以下の懲戒根拠・懲戒事由の場合に公認会計士に対して基本となる処分の量定は何か、以下の空欄①～⑦に当てはまる適切な語句を答えなさい。

懲戒根拠	懲戒事由	基本となる処分の量定
虚偽証明・不当証明	故意による虚偽証明	①
同上	過失による虚偽証明	②
公認会計士法違反	業務改善指示違反	③
同上	守秘義務違反	④
同上	研修の履修義務の不履行	⑤
同上	不正経理協力 (刑事訴追の対象となった場合)	⑥
同上	変更登録義務違反	⑦

問 公認会計士による虚偽証明・不当証明があった場合において、処分対象となる公認会計士に対して課徴金が賦課される場合がある。これについて、「公認会計士・監査法人に対する懲戒処分等の考え方（処分基準）について」において例示されている課徴金が課されるケースについて、「～（である）場合」という形で解答用紙に2つ記述しなさい。

問 公認会計士に対する処分について、「公認会計士・監査法人に対する懲戒処分等の考え方（処分基準）について」（以下、「処分ガイドライン」という。）では懲戒根拠・懲戒事由別に基本となる処分の量定を定めているが、これらは個別事情により加重・軽減されることがある。これについて処分ガイドラインにおいて例示されている加重・軽減される個別事情の内容について、下表の空欄①～④に対応するものを答えなさい（記入内容はそれぞれ一つのみとする）。

懲戒根拠	個別事情	加重	軽減
虚偽証明・不当証明	虚偽証明・不当証明の対象期間	①	②
公認会計士法違反	行為者の態様	③	④

問 下記の文章は倫理規則の「職業倫理の規範体系について」の項に記載されているものである。() に当てはまる言葉を記載しなさい。

倫理規則は、(①) 並びに「(②) に関する指針」及び「(③) に関する指針」と一体として理解されなければならない、全体として国際会計士連盟 (IFAC) 国際会計士倫理基準委員会 (IESBA) が公表している (④) に対応するものである。

問 倫理規則において会員が遵守すべき5つの基本原則を全て記載しなさい。

問 1. 下記の項目は会員が基本原則を遵守するために適用すべき概念的枠組みアプローチを示したものである。() に当てはまる言葉を記載しなさい。

- 一 基本原則を (①) する要因 (A) を認識する。
- 二 認識した (①) 要因の (②) の程度を評価する。
- 三 基本原則の遵守を (①) する要因の (②) の程度が許容できる水準ではないと評価された場合、(③) を適用して、(①) 要因を除去するか、又はその (②) の程度を許容可能な水準にまで軽減しなければならない。
- 四 (①) 要因の (②) が余りに重大か、(①) 要因に対して (③) を適用することができない場合、専門業務を (④) するか、又は必要に応じて、依頼人との契約を解除するか、若しくは雇用主との関係を終了しなければならない。

2. 上記下線 (A) として倫理規則注解 6 に例示されている5つの項目のうち、3つを記載しなさい。

問 1. 公認会計士が故意に、虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を、虚偽、錯誤又は脱漏のないものとして証明した場合に、公認会計士法第二十九条により課される可能性のある懲戒処分を全て記載しなさい。

2. 上記の場合において、公認会計士法第三十一条の二第 1 項により納付を求められる課徴金は次のいずれか。

- (1). 監査報酬相当額
- (2). 監査報酬相当額の 1.5 倍に相当する金額
- (3). 監査報酬相当額の 2 倍に相当する金額

問 会計事務所等所属の会員は、専門業務の広告を行う過程において、会員の品位と信用を損なう広告をしてはならないと定められている。どのような広告が禁止されているのか答えなさい。

問 紹介手数料に関して以下の(1)及び(2)に答えなさい。

- (1) セーフガードを適用して阻害要因の重要性の程度を許容可能な水準にまで軽減することができるかとされている場合に限られるが、どのような場合なのか答えなさい。
- (2) 概念的枠組みアプローチを適用する際のセーフガードには、どのようなものが考えられるか答えなさい。

問 ネットワークとは、会計事務所等よりも大きな組織体であって、当該組織体が所属する事業体の相互の協力を目的としていることのほか、ある6つの条件のうちいずれかを備えているという条件の両方を備えた組織体をいうとされている。その6つの条件とは何か答えなさい。

問 次の直送取引に関する事案の内容および監査人の対応手続について、問題点および改善すべき点を答えなさい。

事案の内容
<p>元従業員が取引先と共謀して、商品の架空循環取引により売上・仕入の架空計上を長期間行っていた。取引に係る証憑類はすべて偽造されており、入金・支払も約定どおり行われていた。会社は監査人に対し、売買取引の対象商品が、会社の直接の取引先ではなく、その先のメーカーからエンドユーザーへ直送されている取引であるとの説明をしていたが、実際は架空の取引であった。会社は、会社が納品処理しても、エンドユーザーが未検収の状態では仕掛品として計上していたため、結果的に仕掛品が過大計上されていた。</p>
監査人の対応手続
<p>売上・仕入に係る直接の取引先からの外部証憑はすべて入手されており、社内手続上必要な書類は揃っていた。期末時点では、直送取引のうちエンドユーザーが未検収扱いの取引であるとして仕掛品に計上されたものがあつたが、仕掛品については虚偽表示リスクが低いと判断していたため実証手続は行わず、期末の増減分析のみで残高は妥当であると判断していた。棚卸資産は不正を行った期間にわたり著しく増加していたが、会社の説明を受けるのみで監査手続を終了し、多額の仕掛品の存在に疑問を持つことなく、詳細な検討を実施しなかった。</p>

以 上



Japan Foundation for Accounting Education & Learning